

# 外国特許トピックス

2016年9月  
特許業務法人志賀国際特許事務所  
(外国事務部 加藤基志)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。  
外国特許出願に関し、最近のトピックス等をお知らせいたします。

## アルゼンチン—審査促進制度および庁費用値上げ

アルゼンチン特許庁は、2016年8月9日付けで Resolution No. 388/2016 を発行し、2016年8月と10月の二段階で庁費用を値上げする旨公表しております。また、2016年9月19日付けで Resolution No. 56/2016 を発行し、現在係属中のアルゼンチン出願について審査促進制度を実施する旨を発表いたしましたので、今回はアルゼンチンの上記2つの情報を紹介いたします。

### 1. 審査促進制度について

2016年10月15日より施行される Resolution No. 56/2016 において、出願人は、係属中のアルゼンチン出願について、当該出願のクレームと、同じ特許ファミリー内にあるアルゼンチン以外の国で登録となった出願のクレームとを対応させることにより、審査または登録の促進をアルゼンチン特許庁に申請できることを定めています。

審査促進に必要な条件は、以下のとおりです：

- (1) アルゼンチン出願のクレームの範囲は、対応させる特許クレームの範囲と同じ、またはより狭いこと。  
※申請時に、対応させる特許クレームのスペイン語訳提出が必要となります。
- (2) 当該出願が優先権主張をしている場合は、アルゼンチン国内において先行技術がないこと、優先権主張をしていない場合は、アルゼンチン国内外で先行技術がないこと。
- (3) 当該出願のクレームが不特許事由に該当しないこと。
- (4) 当該アルゼンチン出願に対して第三者により情報提供されている場合、それが考慮・評価されたクレームとなっていること。
- (5) 当該出願の審査がまだ行われていないこと。

Resolution No. 56/2016 では、アルゼンチン特許庁が申請後 60 日以内に審査結果を出すことを規定しています。また、出願人から審査促進の申請がない場合、アルゼンチン特許庁が、同じファミリー内の特許クレームに合わせるようクレーム補正要求通知を発行する場合があることも規定しています。(この通知によって出願人に与えられるクレーム補正期間は 90 日間です)。

本制度の実効性・有用性など、今後の動向に注目して参ります。

### 2. 庁費用の値上げについて

Resolution No. 388/2016 は、タイミングを二段階に分けて庁費用を値上げする旨を発表しました。値上げの間隔が短いので、注意が必要です。

項目	2016年8月		2016年10月	
	アルゼンチン・ペソ(ARS)	日本円	アルゼンチン・ペソ(ARS)	日本円
出願手数料(クレーム10項まで)	3,000	¥19,824	3,500	¥23,128
出願手数料クレーム加算 (クレーム11項から1項毎につき)	150	¥991	180	¥1,189
早期公開	510	¥3,370	600	¥3,965
審査請求(クレーム10項まで)	2,500	¥16,520	2,900	¥19,163
審査請求クレーム加算 (クレーム11項から1項毎につき)	150	¥991	180	¥1,189
中間手続き応答期限延長 (1回毎/3回まで)	510	¥3,370	600	¥3,965
年金(1年次~3年次/1年次毎)	1,000	¥6,608	1,200	¥7,930
年金(4年次~6年次/1年次毎)	2,500	¥16,520	2,900	¥19,163
年金(7年次~20年次/1年次毎)	5,000	¥33,040	5,800	¥38,326

以上